西尾市観光文化振興課公式チャンネルに関する運用ガイドライン

　１．目的

　　　本ガイドラインは西尾市交流共創部観光文化振興課が運用するYouTubeの公式チャンネルのアカウントである観光文化振興課公式チャンネルの運用に関する事項について定める

　２．基本原則

　　　西尾市ソーシャルメディア運用ガイドラインに準ずること

　３．運用方法等

　　　１　観光文化振興課公式チャンネルでは次の情報を発信することとする

　　　　（１）西尾市に関連する情報及び宣伝事項

　　　　（２）その他西尾市に関連するニーズの高い情報や周知する必要のある情報

　　　２　運用は観光文化振興課（以下、当課）が行うこととし、動画の投稿・編集作業等の一部業務を外部に委託することも可とする

　　　３　観光文化振興課公式チャンネルの管理者は当課の担当職員を任命する

　　　４　管理者はアカウント（名称・パスワード・メールアドレス等）の登録及び総括

的な事務にあたる

　　　５　アカウントに登録するメールアドレスは当課の代表アドレスとする

　　　６　コメント等外部に対しての発信は事前に管理者が確認または管理者が行うこととする

　４．禁止事項

　　　１　アカウント管理のためのパスワードは部外者に開示してはならない

　　　２　著作権、商標権、肖像権などの知的所有権を有する者の許諾なく情報発信して

はならない

　　　３　原則として他のSNSアカウントはフォローをしてはならない。ただし、公的機

関や業務上関係が深いと認めるアカウントについては当課長の判断を仰ぎ、例

外としてフォローすることを可とする

　５．免責事項

　　　１　観光文化振興課公式チャンネルの掲載情報の正確性については万全を期してお

りますが、西尾市は利用者が観光文化振興課公式チャンネルの情報を用いて行

う一切の行為について何ら責任を負うものではありません

　　　２　西尾市は、観光文化振興課公式チャンネルに関連して、ユーザー間又はユーザ

　　　　　ーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いま

　　　　　せん

　　　３　コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属

しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは当市に対し、投稿コンテンツ

を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、

当市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします

　６．利用者による書き込み等の削除等

　　　以下の項目に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等の処置を行

う場合がありますので、あらかじめご了承ください

　　　　（１）法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの

　　　　（２）特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

　　　　（３）政治、宗教活動を目的とするもの

　　　　（４）著作権、商標権、肖像権など西尾市または第三者の知的所有権を侵害する

もの

　　　　（５）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

　　　　（６）人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

　　　　（７）公の秩序又は善良の風俗に反するもの

　　　　（８）虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

　　　　（９）本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害す

　　　　　　　るもの

　　　　（10）他のユーザー、第三者等になりすますもの

　　　　（11）有害なプログラム等

　　　　（12）わいせつな表現などを含む不適切なもの

　　　　（13）当市の発信する内容の一部または全部を改変するもの

　　　　（14）当市の発信する内容に関係ないもの

　　　　（15）その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

　７．著作権について

　　　観光文化振興課公式チャンネルの内容について、私的使用または引用等著作権法上

認められた行為を除き、当課に無断で転載等を行うことはできません

　８．運用ガイドラインの変更等

　　　本ガイドラインは必要に応じて事前の告知なく変更するものとする

　９．協議事項

　　　本ガイドラインに定めていないものについては、当課長と管理者が協議して定める

ものとする。

　10．附則

　　　このガイドラインは令和２年６月２３日から施行する